



2023年9月20日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 旅 工 房
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岩 田 静 絵
(コード番号：6548 東証グロース)
問 い 合 わ せ 先 取 締 役 執 行 役 員 朝 居 宏 文
事 業 戦 略 本 部 本 部 長
E-mail : ir@tabikobo.com

臨時株主総会開催及び付議議案（定款一部変更、事業年度（決算期）の変更等）の決定に関するお知らせ

当社は、2023年8月16日に開示いたしました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」に記載しております、2023年9月8日を基準日とした、臨時株主総会の開催及び臨時株主総会の付議事項議案について、本日の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、付議議案 第1号議案（2）事業年度（決算期）の変更が臨時株主総会において承認されましたら、第30期事業年度は2023年4月1日から2024年6月30日までの15ヶ月となるため、上場廃止基準（純資産の額）に係る改善期間は、2024年6月末までとなる予定であります。

また、付議議案 第2号議案 第三者割当による新株式の発行の件に関しては、2023年8月10日に公表させていただきました「第三者割当による新株式の発行並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動」に記載の内容から変更はございません。

記

1. 臨時株主総会の開催日時及び場所

・開催日時

2023年10月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

・開催場所

東京都豊島区東池袋三丁目1番4号

サンシャインシティ 文化会館ビル5階サンシャインシティ会議室 特別ホール「501」

2. 付議議案

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

（1）発行可能株式総数の増加

第2号議案に記載の「第三者割当による新株式の発行の件」における新規株式発行を可能とするため、会社法第113条第3項に基づき、定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えない範囲内で、現行定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

（2）事業年度（決算期）の変更

当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、第2号議案に記載の「第三

者割当による新株式の発行の件」により親会社となる株式会社アドベンチャーの決算期と統一することで、経営情報の適時・的確な開示による経営の透明性の向上を図り、また、経営計画の策定や業績管理等、経営及び事業運営の効率化を推進することを目的として、現行定款第40条（事業年度）を変更し、事業年度を毎年7月1日から翌年6月30日までとするとともに、現行定款第13条（定時株主総会の基準日）、第41条（剰余金の基準日）及び第42条（中間配当）につき、これに伴う所要の変更を行うものです。また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を新設するものです。

なお、事業年度（決算期）の変更に関しては第2号議案「第三者割当による新株式の発行の件」が承認されることを条件といたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>14,000,000株</u>とする。</p> <p>第 13 条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>第 40 条（事業年度） 当社の営業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>第 41 条（剰余金の基準日） ① 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 42 条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。 （新設）</p>	<p>第 6 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、<u>35,000,000株</u>とする。</p> <p>第 13 条（定時株主総会の基準日） 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>第 40 条（事業年度） 当社の営業年度は、毎年<u>7月1日</u>から翌年<u>6月30日</u>までの1年とする。</p> <p>第 41 条（剰余金の基準日） ① 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 42 条（中間配当） 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>12月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。 附則（事業年度変更に係る経過措置） ① <u>第40条（事業年度）の規定にかかわらず、第30期事業年度は2023年4月1日から2024年6月30日までの15ヶ月とする。</u> ② <u>第42条（中間配当）の規定にかかわらず、第30期事業年度の中間配当基準日は、2023年9月30日とする。</u> ③ <u>第20条（任期）の規定にかかわらず、第28期事業年度に関する定時株主総会、第29期事業年度に関する定時株主総会または、2023年10月28日に開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2024年6月30日に終了する第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ④ <u>第31条（任期）の規定にかかわらず、第26期事業年度に関する定時株主総会または第29期事業年度に関する定時株主総会において選任された監査役の任期は、2024年6月30日に終了する第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ⑤ <u>第39条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、第28期事業年度に関する定時株主総会において選</u></p>

現行定款	変更案
	<p>任された会計監査人の任期は、2024年6月30日に終了する第30期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>⑥ 本附則は、第30期事業年度に関する定時株主総会終結の時をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定款変更の効力発生日 2023年10月26日（木）

第2号議案 第三者割当による新株式の発行の件

会社法第199条の規定に基づき第三者割当増資による新株式発行（以下「本第三者割当」といいます。）を実施するにあたり、募集株式の払込金額が引受人に特に有利な金額である場合には、会社法第199条第2項及び第3項により、株主総会の特別決議による承認が必要とされております。本第三者割当は、後記に記載のとおり、特に有利な金額による発行に該当すると考えられるため、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、本第三者割当により発行される本株式10,000,000株に係る議決権数は100,000個であり、2023年3月31日現在の当社の総議決権数79,907個に占める割合が125.15%となります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、株主の皆様の意思確認を併せて行うものであります。

なお、本議案につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が承認され、定款変更の効力が生じることを条件といたします。

I. 第三者割当による新株式発行の内容

1. 募集の概要

(1) 発行新株式数	普通株式10,000,000株
(2) 発行価額	1株につき300円
(3) 調達資金の額	3,000,000,000円
(4) 資本組入額	1株につき150円
(5) 増加する資本金の額	1,500,000,000円
(6) 増加する資本準備金の額	1,500,000,000円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	株式会社アドベンチャー 10,000,000株
(9) 払込期日	2023年10月31日

第3号議案 取締役1名選任の件

第2号議案に係る本第三者割当に関し、割当予定先である株式会社アドベンチャーとの間で締結しております2023年8月10日付株式引受契約において、株式会社アドベンチャーが指名する取締役1名の選任について、本株主総会にて、株主の皆様の承認を得ることが定められております。したがって、経営体制の一層の強化、充実を図るため、取締役1名の選任をお願いするものです。なお、新たに選任される取締役の就任日は2023年10月26日となり、任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

また、取締役候補者の選任につきましては、任意の「指名・報酬委員会」での審議を経て、取締役会にて決定しています。

取締役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案につきましては、第2号議案「第三者割当による新株式の発行の件」が承認されることを条件といたします。

とどろ き あ り す
轟 木 有 里 珠

(2000年4月11日生)

新任

候補者の有する当社の株
式数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2023年4月 株式会社アドベンチャー 入社（現任）

取締役候補者の選任理由

轟木有里珠氏は、株式会社アドベンチャーの社長室に所属しており、今回の同社による当社への第三者割当増資において、中心的な役割を果たしました。今後の当社経営に対する有用な提言等を期待するとともに、アドベンチャーグループとの協業推進にも貢献いただけると判断し、同氏を取締役候補者といたしました。

以 上